

鳥取県企業分散立地支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県企業分散立地支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、県外本社企業の本県への機能・業務の全部又は一部の移転及び新設を支援することにより、大都市圏等からの企業の地方分散を本県への立地に繋げるとともに、当該企業等及び事業所を将来の本県産業のけん引役に成長させ、併せて本県の地域課題解決の一助を担うことを目的として交付する。

(事業者の要件)

第3条 本補助金は、次の各号のいずれにも該当する法人、組合等(組合等は知事が別に定める組合その他の団体をいう。以下同じ。以下「事業者」という。)を対象とする。

(1) 県外に本社を置き、次に掲げるいずれかの県外拠点の機能・業務の全部又は一部を、県内に移転及び新設する事業者であること。

ア 事務拠点(調査・企画、情報処理、国際業務、総務・人事、その他管理業務等)

イ 研究拠点(工場内研究開発部門を含む研究開発機能等)

ウ 人材育成拠点(当該事業者にとって基幹的な位置付けとなる拠点等)

エ 生産拠点(当該事業者の生産工程において基幹的な位置付けとなる機能等)

オ 新規事業(当該事業者が新たに実施する取組)

(2) 県内事業者、団体、自治体等と連携して、本県の地域課題解決に資する取組を行う事業者であること。

(3) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 鳥取県産業成長応援条例(令和元年鳥取県条例第4号)(以下「条例」という。)第3条第1項に規定する産業成長事業(成長・規模拡大ステージ又は一般投資支援。以下「産業成長事業」という。)の知事の認定を受けた事業者(知事の認定を受けた事業を終了した事業者を除く。)

イ 条例第3条第1項に規定する次世代ソフトウェア産業等創出事業の知事の認定を受けた事業者(知事の認定を受けた事業を終了した事業者を除く。)

(補助対象となる事業の認定)

第4条 本補助金の交付を受けようとする事業者は、本補助金の補助対象となる事業(以下「対象事業」という。)について、様式第1号に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに申請(以下「認定申請」という。)を行い、対象事業に関する事業計画について知事の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

(1) 対象事業に係る事業計画書

(2) 対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する「知事が別に定める日」は、申請者ごとに知事が個別に定めるものとする。

3 第1項に規定する「対象事業に係る事業計画書」及び「対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類」とは、様式第2号の1によるものとする。

4 第1項に規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 事業者の定款、登記簿謄本及び事業の概要がわかる資料

(2) 事業者の決算書(直近2期分)

(3) 対象事業を実施する事業所等の概要に係る資料及び図面

(4) 対象事業に係る別表第1欄に掲げる補助対象経費の一覧(内訳)

(5) 産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業の認定通知書の写し

(6) 本県の地域課題解決に資する取組の概要に係る資料

5 認定申請を行う事業者は、対象事業の実施に伴う工事請負、業務委託について、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者(以下「県内事業者等」という。)への発注に努めるとともに、様式第2号の2により、工事請負、業務委託に係る発注計画を作成しなければならない。

- 6 対象事業に係る工事請負、業務委託について県内事業者等以下の者に発注を行う場合は、様式第2号の2の別添様式により、事前に県に協議しなければならない。
- 7 二以上の事業者が共同して対象事業を実施する場合で、第3条第3号に規定する産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業の知事の認定を共同で受けている事業者は、本補助金の認定申請も共同して行わなければならない。
- 8 事業者が作成した対象事業に関する事業計画が、次の各号に掲げる要件に適合し、本県の発展並びに県内の産業の振興に資するものであると知事が認めるときは、当該対象事業を企業分散立地事業に認定し、様式第3号により通知するものとする。
 - (1) 県内において行われること。
 - (2) 第3条に規定する事業者の要件を満たし、対象事業を確実に実施できると認められる事業者により行われるものであること。
 - (3) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。
 - (4) 本県の地域課題解決に資する取組が行われること。
 - (5) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。
- 9 事業認定を受けた対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 10 知事は、企業分散立地事業に認定した対象事業が第8項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた事業者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（事業認定の辞退）

- 第5条 事業認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第4号により知事に届け出なければならない。
- (1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (2) 第4条第8項に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を当該認定事業者に通知するものとする。

（事業認定の変更）

- 第6条 認定事業者は、対象事業について次のいずれかの変更をしようとするときは知事に申請し、あらかじめ知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、第4項に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 対象事業の実施に係る補助対象経費の2割以上の増減を伴う変更
 - (2) 前号に掲げる変更のほか、対象事業の円滑な実施についての重要な変更
- 2 前項の申請は、様式第5号により行うものとする。
- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第6号により通知するものとする。
- 4 第1項に規定する軽微な変更は次のとおりとする。
- (1) 認定事業者の名称又は所在地の変更
 - (2) 事業実施場所となる地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 5 前項に規定する軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。
- 6 第2項の規定は、前項の軽微な変更に係る届出について準用する。

（補助金の交付）

- 第7条 県は、第2条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で、対象事業を実施した認定事業者に対して本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、事業認定を受けた対象事業に要する経費のうち別表第1欄に掲げる補助対象となる経費の額（以下「補助対象経費」という。）に同表第2欄に定める率を乗じて得た額（1円未満切り捨て）と同表第3欄に定める人材定着支援費の合計額とし、同表第4欄に定める額を上限とする。
 - 3 補助対象となる期間は、事業認定を受けた対象事業の事業開始日から最長36か月とする。

（交付申請）

- 第8条 本補助金の交付申請は、事業認定を受けた対象事業の完了の日から1年を経過する日までに行

わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業認定を受けた対象事業に係る人材定着支援費については、事前に県と協議の上で、随時、補助金を交付申請できるものとする。
- 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号の1によるものとする。
- 4 第1項の交付申請を行う認定事業者は、対象事業の実施に伴う工事請負、業務委託に係る県内事業者等への発注について、様式第2号の2により実績表を作成しなければならない。
- 5 第3条第3号に規定する産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業の知事の認定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は本補助金の交付申請を行うことができない。
 - (1) 産業成長事業（成長・規模拡大ステージ）の知事の認定を受けた事業者が、鳥取県産業成長応援条例施行要綱（産業成長事業（成長・規模拡大ステージ））第20条に規定する雇用等の要件を満たしていない場合
 - (2) 産業成長事業（一般投資支援）の知事の認定を受けた事業者が、鳥取県産業応援条例施行要綱（産業成長事業（一般投資支援ステージ））第16条に規定する雇用等の要件を満たしていない場合
 - (3) 次世代ソフトウェア産業等創出事業の知事の認定を受けた事業者が、鳥取県産業成長応援条例施行要綱（次世代ソフトウェア産業等創出事業）第12条に規定する雇用等の要件を満たしていない場合

（交付決定）

- 第9条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から原則として45日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付額に1円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てるものとする。
- 3 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。

（実績報告の時期等）

- 第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

（補助金の支払）

- 第11条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で、補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を、当該認定事業者（以下「補助事業者」という。）に支払うものとする。

（事業継続努力義務期間内の休廃止等）

- 第12条 補助事業者は、次の各号に掲げる期間（以下「事業継続努力義務期間」という。）について県内での事業継続に努めるものとし、事業継続努力義務期間内に対象事業を休止又は廃止しようとするとき並びに縮小、外注化、転換等による解雇、一時帰休又は希望退職等の雇用調整が生ずる業種又は業態の著しい変更を行おうとする場合（以下「休廃止等」という。）は、速やかに、その旨を様式第8号により知事に届け出なければならない。
 - (1) 産業成長事業（成長・規模拡大ステージ又は一般投資支援）の知事の認定を受けた事業者は、当該認定を受けた事業の完了の日から7年間
 - (2) 次世代ソフトウェア産業等創出事業の知事の認定を受けた事業者は、当該認定を受けた事業の開始の日から10年間

（財産の処分制限）

- 第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、第12条に規定する事業継続努力義務期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間の方が前項の期間より短い財産については、規則第25条第2項ただし書の期間は同令に定める期間とする。
- 3 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 4 規則第25条第2項の承認については、第6条第1項の規定を準用する。

(補助金の交付停止等)

- 第14条 知事は、事業継続努力義務期間内に事業の休廃止等が想定される場合には、第9条に規定する本補助金の交付決定後であっても、第11条に規定する本補助金の支払を停止できるものとする。
- 2 前項の実施手続き、本補助金支払停止措置の解除及び解除後の本補助金の支払方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。
- (1) 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、条例、規則及び本要綱の規定に従わないとき
- (2) 事業継続努力義務期間内に事業を休廃止等する場合に、正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠ったとき
- 2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、別途通知する期間内に返還に応じない場合は、補助事業者名の公表を行うことがある。

(利用回数)

- 第16条 本補助金の利用は、同一の事業者について、1回に限るものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

- 第17条 事業認定、本補助金の交付決定及び支払に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(調整)

- 第18条 対象事業に対し、財源に県費を含まない他の補助金等が充当される場合は、本補助金の額及び当該他の補助金等の額を合算した額が補助対象経費を超えないよう調整するものとする。
- 2 本補助金の補助対象経費と財源に県費を含む他の補助金等の補助対象経費が重複する場合は、当該重複部分を調整するものとする。

(雑則)

- 第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

<p>1 補助対象経費</p>	<p>対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。なお、併用する産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業補助事業と重複する部分は除く。</p> <table border="1" data-bbox="451 338 1331 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 338 834 371">経費区分</th> <th data-bbox="834 338 1331 371">主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 371 834 506">(1) 拠点改修費</td> <td data-bbox="834 371 1331 506">リモート環境整備費、セキュリティ対策費、内装工事費等、その他拠点改修に必要な費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 506 834 611">(2) 賃借・リース料</td> <td data-bbox="834 506 1331 611">事業所の賃借・リースに要する費用、設備・機器等の賃借・リースに要する費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 611 834 703">(3) 設備・機器等取得費</td> <td data-bbox="834 611 1331 703">設備・機器等の購入に係る費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 703 834 831">(4) 分散活動費</td> <td data-bbox="834 703 1331 831">研究開発に係る経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動に必要な費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 831 834 922">(5) ネットワーク等利用料</td> <td data-bbox="834 831 1331 922">回線工事費、専用回線通信料、ネットワーク機器の導入費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 922 834 1059">(6) その他知事が認める費用</td> <td data-bbox="834 922 1331 1059">事業実施にあたって不可欠な費用であると知事が認めるもので、いずれの費用区分にも該当しない費用</td> </tr> </tbody> </table>	経費区分	主な内容	(1) 拠点改修費	リモート環境整備費、セキュリティ対策費、内装工事費等、その他拠点改修に必要な費用等	(2) 賃借・リース料	事業所の賃借・リースに要する費用、設備・機器等の賃借・リースに要する費用等	(3) 設備・機器等取得費	設備・機器等の購入に係る費用等	(4) 分散活動費	研究開発に係る経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動に必要な費用	(5) ネットワーク等利用料	回線工事費、専用回線通信料、ネットワーク機器の導入費等	(6) その他知事が認める費用	事業実施にあたって不可欠な費用であると知事が認めるもので、いずれの費用区分にも該当しない費用
経費区分	主な内容														
(1) 拠点改修費	リモート環境整備費、セキュリティ対策費、内装工事費等、その他拠点改修に必要な費用等														
(2) 賃借・リース料	事業所の賃借・リースに要する費用、設備・機器等の賃借・リースに要する費用等														
(3) 設備・機器等取得費	設備・機器等の購入に係る費用等														
(4) 分散活動費	研究開発に係る経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動に必要な費用														
(5) ネットワーク等利用料	回線工事費、専用回線通信料、ネットワーク機器の導入費等														
(6) その他知事が認める費用	事業実施にあたって不可欠な費用であると知事が認めるもので、いずれの費用区分にも該当しない費用														
<p>2 補助率</p>	<p>2分の1</p>														
<p>3 人材定着支援費</p>	<p>県外から採用・移転した従業員が県内の拠点に1年間定着した場合、1人当たり30万円を定額交付する。（最大100人分まで） 交付対象となる従業員は、鳥取県産業成長応援条例施行要綱（成長・規模拡大ステージ）第2条第2号及び第3号、鳥取県産業成長応援条例施行要綱（一般投資支援）第2条第2号及び第3号、鳥取県産業成長応援条例施行要綱（次世代ソフトウェア産業等創出事業）第2条第1号及び第2号に規定する常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者とする。</p>														
<p>4 補助金上限額</p>	<p>50,000千円</p>														